

2025 Summer

令和7年7月1日発行



一般社団法人 江戸川南法人会 広報誌

りんかい WEB

EDOGAWA MINAMI CORPORATE



ASSOCIATION PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

Contents

第30回 通常総会開催

青年部会報告

- パークシネマフェスティバル
- 青年部・定時総会

江戸川区 イベントのお知らせ

- 小岩あさがお市
- 古川まつり
- 江戸川区特産 金魚まつり
- 江戸川区花火大会

税務署だより

江戸川都税事務所からのお知らせ

vol.

117

第30回 通常総会開催



6月2日(月)タワーホール船堀において、第30回通常総会が開催され、正会員数1,502名のうち818名(委任状756名を含む)が参加しました。

通常総会と講演会に続き、祝賀会も開催させて頂きました。

江戸川南税務署長 岡村 秀直 様をはじめ、ご来賓の皆様から会員の皆様へ日頃からの協力に対し感謝のメッセージを頂きました。

引き続き、令和6年度事業経過報告・決算ならびに監査報告の承認、令和7年度事業計画・予算についての報告が執り行われ、総会は無事終了しました。



議長 山岡 秀俊 会長



江戸川南税務署長 岡村 秀直 様



江戸川区長 斎藤 猛 様



東京都江戸川都税事務所 所長 佐野 宏子 様



東京税理士会江戸川南支部 支部長 岩崎 信幸 様



会員増強のご協力に対し、感謝状を授与されました

令和7年度 各役員のご紹介



山岡 会長



田中 副会長



中山 副会長

令和7年度 事業計画

事業活動の基本方針

「法人会の基本的指針」に則り、①納税意識の向上、②会員企業の健全な発展を図るべく研修会の充実、③地域社会の繁栄に貢献し、一般社団法人として一層の公益性を高めるべく、一体となって組織的な事業活動を展開する。

《重点事項》

- 健全な経営者団体として、一層の公益事業を推進するとともに、組織面及び財政面の再構築を図る。
- 会員企業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、会員企業の実態に即した研修事業の充実に努める。
- 適正公平な税制と税負担の合理化を図るべく、税制に関する調査研究に努め、全法連を通じてその実現に期する。
- 税務当局との相互信頼により、税務行政の円滑なる運営に協力し、納税意識の向上に資するための施策を実施する。
- インボイス制度、e-Tax、eL-Taxについて、会員の一層の利用者増加を達成すべく、税務当局との連携を図りながら、なお一層の普及促進に努める。
- 企業の福利厚生制度の充実と会の財政基盤を強固にすべく、各種共済制度の普及促進を図る。
- 地域社会との「共生」を目指すべく、社会貢献活動を積極的に展開する。

各委員会の具体的な事業



総務委員会 関口 総務委員長

総会(6月2日開催)、賀詞交歓会(1月9日開催)、理事会(3月、4月、9月、12月開催)、合同役員会(8月開催)、全・東法連行事、財務基盤の安定に資する事業



組織委員会 西野 組織委員長

会員増強に関する事業、新入会員歓迎会、新設法人説明会(隔月開催)、決算法人説明会(毎月開催)



広報委員会 安田 広報委員長

会報「りんかい」の作成(1月、4月、7月、11月の年4回)、HPの充実・作成、広報活動の企画・実施



公益事業委員会 蓮沼 公益事業委員長

税制改正アンケート、実務セミナー、税を考える週間行事(11月17日開催)、小学生対象の租税教室、地域社会へのボランティア活動



共益事業委員会 森 共益事業委員長

成人病健康診断(4月、10月開催)、会員親睦ゴルフ大会(10月9日開催)、会員親睦旅行、異業種交流事業、収益事業の推進、各種共済制度の普及促進

通常総会
講演会

これからの世界経済の行方と 日本の企業戦略

エコノミスト/BRICs経済研究所 代表 門倉 貴史 氏

6月2日(月)タワーホール船堀において、エコノミストでBRICs経済研究所 代表の門倉 貴史氏をお招きして、講演会が行われました。

VUCA時代に突入した世界経済

21世紀に入り、「VUCA(ブーカ)」という言葉がしばしば聞かれるようになりました。VUCAとは、社会や経済の不確実性が非常に高まっている状況を指しています。

たとえば、2001年のアメリカ同時多発テロ事件や2008年のリーマンショック、東日本大震災、新型コロナウイルス、ロシアのウクライナ侵攻、さらにはアメリカの経済政策転換など、まさに予想外の出来事が次々と起きてきました。こうした事象は、経済の先行きが読みにくく、長期的な経営計画さえ難しくなっている現実を象徴しています。

相次ぐリスクと国際経済の揺らぎ

現在、世界経済の最大のリスク要因は、ロシアのウクライナ侵攻とアメリカの関税政策です。ロシアはエネルギーや穀物の生産大国ですが、経済制裁や報復措置により、これらの資源が世界市場に出回りにくくなり、結果として国際価格の高騰を招いています。日本はエネルギーや穀物の多くを輸入に頼っているため、輸入物価や円安によって物価全体が上昇し、賃上げが進んでいるにもかかわらず実質的な購買力は落ち込んでいる状況です。

円安の背景には、日米の金利差拡大があります。アメリカではインフレ抑制のため利上げが行われ、日本では異次元の金融緩和が続いたため、投資資金がアメリカに流れて円安が進行しました。今後は日銀の利上げやアメリカの利下げによって金利差が縮小し、緩やかな円高に転じる見通しですが、為替レートにはさまざまな要因が絡むため、急激な変動も十分にあり得ます。

アメリカのトランプ大統領は保護主義的な関税政策を強化し、すべての国と地域に一律に関税を課し、特に中国や日本などには高い相互関税を一時的に課すなどの方針を打ち出しています。しかし、こうした関税政策はアメリカ国内のリスクを高めるだけでなく、歴史的に見ても世界経済や金融市場全体に深刻な影響を及ぼす恐れがあるものです。過去にも保護主義が世界恐慌を深刻化させた例があり、現代のグローバル経済でも同様のリスクがあると考えています。



日本企業が直面する現状と 今後の成長のためのヒント

日本経済の中長期的課題は、人口減少と労働力不足です。ダイバーシティ経営や外国人労働力の活用、現役世代の生産性向上といった取り組みがますます重要になります。

最近の研究では、曜日ごとにモチベーションの波があることを活用した業務配分や、VTS(ビジュアル・シンキング・ストラテジー)などの直感的思考力を養うプログラム、オフィス空間に植物を取り入れることなど、実践的な工夫も注目されています。

消費市場でも変化が見られます。Z世代はデジタル消費やタイパを重視し、シニア層は実年齢よりも若く見られたい意識が強まっています。商品や広告では直接「シニア向け」と打ち出すよりも、間接的に訴求する戦略が効果的です。また、インバウンド消費の拡大に向けては、キャッシュレス決済への対応が急務です。

消費や働き方、企業経営を取り巻く環境は今後も大きく変わり続けていきますが、日本の社会や企業には、従来の枠組みに囚われない柔軟な発想と工夫が求められています。

今年の会員親睦ゴルフ大会は9月になります。

会員親睦ゴルフ大会

10.9(thu) ANEGASAKI Country Club



本年度は10月9日(木)に開催されます。
日頃の成果を存分に発揮してみませんか？
今年も豪華賞品をご用意しております。みなさんふるってご参加ください。

開催日：**10月9日**(木) 競技場：**姉ヶ崎カントリー倶楽部**
〒299-0121 千葉県市原市立野165-1 電話：(0436) 66-1116

詳細は後日お知らせ致します。

青年部会報告

令和7年5月10日開催

パークシネマフェスティバル



今年で5回目となるPARK CINEMA FESTIVAL 2025が葛西臨海公園、汐風広場にて開催されました。

当日は雨予報でしたが開催に踏み切りました、午前中の設営では雨が降り天気が回復するか不安の中準備を進めました、13時の開演時には天気も回復し晴れ間も見え日中のイベントは盛況でした。

日が暮れてからはステージショー、お笑いショー、野外上映と順調に進んでおりましたが、強風により残り20分ほどを残し上映中止の判断をし、無事事故もなくイベントを終えることができました。





下記が3年の経過になります。

2023年 出展ブース5ブース、協賛企業24社、2,000人集客

2024年 出展ブース15ブース、協賛企業41社、11,000人集客

2025年 出展ブース30ブース、協賛企業67社、5,000人集客

皆様のご協力も御座いまして、徐々に協力者も増え認知され始めてきたと思います。今年は天候が不安定でしたが5,000人の人に集まってもらえました。協賛金も目標の500万円としており、結果504万円集まりました、ご協力いただきました皆様には重ねて御礼申し上げます。

今年も特別委員会を構成し8名で運営を行いました、また来年の開催も決まりましたので、より多くの皆様楽しんでもらえるように社会貢献活動の一環として青年部皆で江戸川区を盛り上げていきたいと思っております。



令和7年4月28日開催

青年部・第30回定時総会

令和7年4月28日(月)、東京都江戸川区のタワーホール船堀「瑞雲の間」にて、第30回定時総会を開催いたしました。

青年部会員およびご来賓の皆様にご多数ご列席いただき、心より感謝申し上げます。

本総会では役員改選を行い、新たな役員および委員会を刷新し、今後の活動に向けた体制を強化しました。これにより、事業のさらなる充実が期待されます。

昨年度は、研修事業、健康経営事業、交流事業、農業体験、募金活動、租税活動を実施し、会員だけでなく他団体との交流を通じて有意義な成果を上げました。



令和7年度は、会員増強を進めつつ、地域貢献やスキルアップにつながる魅力的な企画を充実させ、さらなる飛躍を目指します。

ご参加いただいた皆様のご健康とご活躍を祈念するとともに、青年部の一層の発展に向けて取り組んでまいります。今後とも変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。

総務部 藏部 毅

江戸川区 イベントのお知らせ

第36回 小岩あさがお市

有名な入谷の朝顔まつりに並ぶあさがおの約7割が江戸川区産といわれるように江戸川区のあさがおは有名です。

江戸川区でもあさがお市の雰囲気を楽しんでいただこうと平成2年から始まったのが小岩あさがお市です。

小岩駅南口商店街のサマーセールとタイアップして行われ、商店街には約700鉢もの生産者自慢のあさがおが並びます。また、会場は桜太鼓や踊り(フラダンス、エイサー、サンバ)などもあり模擬店も参加したいへん賑やかに行われます。

初夏のすがすがしい朝、小岩のまちを歩きながらあさがお市の風情を楽しみませんか。



【日 時】

令和7年7月13日(日) 午前7時30分～

(注) 売れ切れ次第終了。

【会 場】

JR小岩駅南口商店街

「フラワーロード」、「昭和通り」、「中央通り」、「サンロード」の各商店街

第44回 古川まつり



【日 時】

令和7年7月26日(土) 17時～21時30分

令和7年7月27日(日) 10時～15時30分

【場 所】

古川親水公園、古川けやき公園、二之江神社境内

【問い合わせ】

古川まつり実行委員会事務局(葛西事務所地域サービス係)

電話番号: 03-3688-0434



第54回 江戸川区特産 金魚まつり

チャレンジ ザ・金魚すくい
小学生以下の金魚すくい大会
13:30 受付・開始
各日先着40名参加費無料

高級金魚すくい
※整理券を9:45に配布
10:00~11:30
1回500円
1人1回限り(3匹まで)

金魚すくい
※休憩(11:30~13:30)
7/19(土)10:00~16:00
7/20(日)10:00~14:30
中学生以下無料
高校生以上100円

スタンプラリー
きんぎょのーとを
持っている人は
持ってきてね

模擬店等

**金魚・金魚グッズ
展示・販売**

○×クイズ
11:00~

第54回 江戸川区特産 金魚まつり

7/19(土) 10時~17時
7/20(日) 10時~16時

会場 行船公園(北葛西3-2-1)
雨天決行 ※中止する場合はHPにてお知らせします。

主催:江戸川区特産金魚まつり実行委員会・江戸川区 / 後援:東京都 / 問い合わせ先:産業振興課伝統産業係 TEL.03-5662-3462

今年も「金魚まつり」の季節がやってきました。金魚まつりでは、中学生まで無料で参加いただける金魚すくいや、金魚すくいではあまり見られない品種の金魚が泳ぐ高級金魚すくい(有料)、金魚の展示販売、金魚関連グッズ販売、新鮮野菜や花の販売、模擬店など、どなたでも楽しめる内容となっています。

今年は来場者が誰でも参加できる金魚○×クイズや、金魚PR冊子「きんぎょのーと」裏面を使用したスタンプラリーなど、楽しい企画を用意してお待ちしています。暑さ対策は忘れずにお越しください。

(注)「きんぎょのーと」は本部にて、各日先着700名に配布します。冊数に限りがありますので、「きんぎょのーと」をすでにお持ちの方で、スタンプラリーに参加したい場合は、会場までお持ちください。

【日 時】

令和7年7月19日(土曜日)10時~17時
令和7年7月20日(日曜日)10時~16時
(雨天実施)

【場 所】

江戸川区行船公園(北葛西3丁目2番1号)



第50回 江戸川区 花火大会



本日(9日)、夏の夜空を彩る「第50回江戸川区花火大会」が、8月2日(土曜日)に江戸川河川敷(都立篠崎公園先)で開催されることが決まりました。小岩アーンプラザ(北小岩1)で行われた同大会実行委員会第1回常任委員会において開催概要が決定しました。主催は、江戸川区花火大会実行委員会(会長:中川泰一/なかがわたいいち)及び江戸川区。

一会場の打ち上げ総数が約1万4000発と全国有数を誇る「江戸川区花火大会」は1976年から開催。江戸時代から続く創業360年を超える老舗「株式会社宗家花火鍵屋(東小松川2丁目)」が初回から打ち上げを担当しています。広々とした河川敷で打ち上がる大迫力の花火を障害物なく間近で鑑賞できるとあって、毎年多くの観客でにぎわいます。昨年行わ

れた第49回大会では、協賛席や有料席等に来場した約3万人が華麗な花火を楽しみました。50回目となる今回は、打ち上げてほしい花火の形や演出などのアイデアを広く募集。区内外から84件の応募があり、宗家花火鍵屋15代目当主の天野安喜子(あまのあきこ)さんの選考のもと、自由で独創的な4件のアイデアが採用されました。

今大会は、50回記念にふさわしく見ごたえある7つのプログラムで構成します。江戸川名物の5秒間で1000発もの花火を一気に打ち上げる迫力満点の「祝50周年!江戸川大花火-はじまりの空-」からスタート。色鮮やかな花火が夏の夜空を照らし、大会の幕開けを華々しく飾ります。圧巻のオープニングで会場を盛り上げた後は、富士山を象った仕掛け花火「ダイヤ

モンド富士-最高到達点!-)。50回目の節目を飾る特別企画として、山の高さをこれまでより5メートル高い55メートルまで引き上げ、「最も高い山型の仕掛け花火/Tallest firework mountain」でギネス世界記録TMに挑戦します。フィナーレは、過去最大の打ち上げ発数となる「Road to 1 ∞ (ワンインフィニティ)-新たなる船出-」。半世紀の集大成にふさわしい怒涛の金カムロに公募で採用されたアイデア花火を交え、最後まで見ごたえ十分です。

【日 時】

令和7年8月2日(土曜日)19時15分～20時20分

(注)荒天の場合は中止

【場 所】

江戸川河川敷(都立篠崎公園先)

【主 催】

江戸川区花火大会実行委員会、江戸川区

【問い合わせ】

江戸川区花火大会実行委員会事務局

(産業振興課産業係)電話番号:03-5662-0523



【プログラム】

○19時15分～

「祝50周年!江戸川大花火-はじまりの空-」

○19時25分～

「ダイヤモンド富士-最高到達点!-」

○19時35分～

「ブルーモーメント-夏空のHarmony-」

○19時45分～

「Poppin'★Butterfly-キラキラハート-」

○19時55分～

「ニジイロ×キミイロ-夢咲く華火-」

○20時05分～

「蒼紫一閃-飽くなき進化-」

○20時15分～

「Road to 1 ∞ (ワンインフィニティ)-新たなる船出-」

税務署だより

業務センターへの郵送等に関するお願い

東京国税局において、「内部事務のセンター化(※)」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(江戸川南税務署は令和7年7月10日より「内部事務のセンター化」を実施します。)

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
- (江戸川南税務署管内の法人・納税者の方等が)郵送により提出する場合は、(〒110-8655台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎「東京国税局業務センター」)宛に送付願います。
- ◇ 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- ◇ 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部処理を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- ◇ 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- ◇ 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※)「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務(申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など)を、専担部署(業務センター)で集約処理する取組です。

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。)

1. 改正の概要

以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		
	改正後 ^(注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

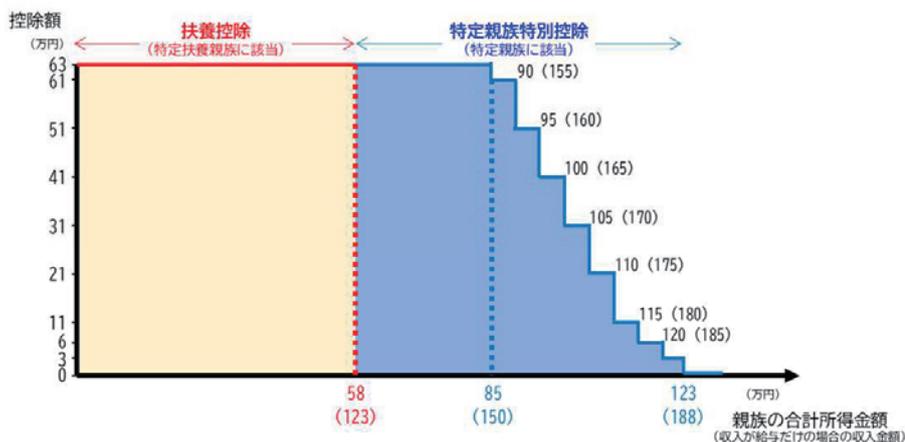
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



□ 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

- 給与・・・・・・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合
- 公的年金等・・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

(給与の源泉徴収事務)

2. 令和7年分の年末調整における留意事項

令和7年分の所得税について、令和7年12月に行う年末調整の際には、次の内容に注意してください。

《令和7年分の年末調整における留意事項》

- ① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)
⇒ 以下(1)を参照。
- ② 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
⇒ 以下(2)を参照。
- ③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。
⇒ 以下(3)~(5)を参照。

(注) 年末調整の際の詳しい事務の内容については、令和7年8月末頃から国税庁ホームページに随時掲載する予定です。

(1) 扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認

上記1(2)及び(4)のとおり、令和7年12月1日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます(詳しくは、上記1(2)イの【給与所得控除額(改正された範囲)】の表及び1(4)の【所得要件】の表をご確認ください。)

この改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員の方は、その旨を記載した「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を、給与の支払者に提出することとなります。

なお、従業員の方は、この申告書を、原則として令和7年12月1日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

(注) 「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載する事項に変更はありませんが、様式裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合がありますのでご注意ください。

(2) 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認

上記1(3)のとおり、年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)を有する人は、新たに「特定親族特別控除」を受けることができることとされました。

年末調整においてこの控除の適用を受けようとする従業員の方は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を給与の支払者に提出することとなりますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

(注) 1 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

- (1) 2人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
- (2) 居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
- (3) 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

2 国税庁が作成する「給与所得者の特定親族特別控除申告書」は、「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」及び「所得金額調整控除申告書」との兼用様式を予定しており、国税庁ホームページに令和7年6月末頃に掲載予定です。

(3) 基礎控除申告書の受理と内容の確認

上記1(1)のとおり基礎控除額が改正されました。

このため、従業員の方から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に、その合計所得金額に応じた基礎控除額が正しく記載されていることを確認してください。

(4) 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認

上記1(2)のとおり給与所得控除額が改正されました。

このため、配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者（特別）控除額が正しく記載されていることを確認してください。

(注) 上記1(4)のとおり、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が引き上げられましたので、注意してください。

(5) 年末調整の計算をする上での留意事項

イ 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正

上記1(2)のとおり「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

令和7年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

(注) 改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」は、国税庁ホームページに令和7年8月末頃に掲載する「令和7年分年末調整のしかた」に掲載予定です。

ロ 基礎控除額（改正後）の控除

上記1(1)のとおり、基礎控除額が改正されましたので、上記(3)により従業員の方から提出を受けた「給与所得者の基礎控除申告書」を基に、基礎控除額を控除してください。

ハ 特定親族特別控除額の控除

上記1(3)のとおり、特定親族特別控除が創設されましたので、上記(2)により従業員の方から提出を受けた「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を基に、特定親族特別控除額を控除してください。

なお、令和6年9月から国税庁ホームページに掲載している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応していません。このため、特定親族特別控除の適用がある場合で、この源泉徴収簿を使用するときは、下記の記載例のように余白部分を用いる等して、年末調整の計算を行ってください。

また、特定親族特別控除の創設に伴い、令和7年12月以後の「給与所得の源泉徴収票」が改正されました。特定親族特別控除の適用がある場合には、給与所得の源泉徴収票に特定親族特別控除額等を記載してください。

(注) 改正後の給与所得の源泉徴収票は、令和7年中に支払うべき給与でその最後の支払日が令和7年12月1日以後であるものから使用することとなります。

なお、改正後の様式は、国税庁ホームページに令和7年6月末頃に掲載予定です。

【源泉徴収簿を使用する場合の記載例】

本 調 整	地震保険料の控除額	㊦	㊦のうち小規模企業共済等掛金の金額
	配偶者（特別）控除額	㊧	(円)
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	㊨	㊦のうち国民年金保険料等の金額
	基礎控除額	㊩	(円)
	所得控除額の合計額	㊪	(円)
	㊪+㊦+㊧+㊨+㊩+㊫+㊬+㊭	※2	
	差引課税給与所得金額(㊪-㊦)及び算出所得税額	㊫	(円)
	(特定増改整等)住宅借入金等特別控除額	㊮	
	年調所得税額(㊫-㊮、マイナスの場合は0)	㊬	
	年調年税額(㊬×102.1%)	㊭	(円)
差引超過額又は不足額(㊭-㊯)	㊯		
超 過 額 の 精 算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㊰	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㊱	
	差引還付する金額(㊰-㊱)	㊲	
	同上の本年中に還付する金額	㊳	
	うち 翌年において還付する金額	㊴	
不 足 額 の 精 算	本年最後の給与から徴収する金額	㊰	
	翌年に繰り越して徴収する金額	㊵	

※1 特定親族特別控除額(㊧-2) [XXX,XXX 円]

※1 特定親族特別控除の適用がある場合は、余白部分にこのような欄を設けて控除額を記載する等してください。

※2 特定親族特別控除の適用がある場合は、その控除額を加算してください。

江戸川都税事務所からのお知らせ

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和13年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和12年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは東京都主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - ・地球温暖化対策報告書制度 受付窓口 03-5388-3433
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書に記載の地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納付できます。詳細は、東京都主税局HPをご確認ください。

<https://www.tax1.metro.tokyo.lg.jp/cashless-nouzei/>

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。





Audi A5 Avant TFSI quattro 150kW [オプション装着車]

The all-new Audi A5 Avant

Audi Special Campaign

一般社団法人 東京法人会連合会からのお知らせです。

Audiの新車をご優待価格でご購入いただけます。

詳細につきましては、Audi特販プログラムサイト(裏面下段左側QRコード)をご覧ください。

※対象期間及び対象車種につきましては、上記のAudi特販プログラムサイトにてご確認ください。

※他のキャンペーンとの併用はできません。※本キャンペーンは予告なく変更・終了する場合がございます。予めご了承ください。

対象者：都内法人会会員様および二親等以内のご家族向け

「一般社団法人 東京法人会連合会 Audi Special Campaign」お申込みの流れ

- 1 | 東京法人会連合会HP (<https://www.tohoren.or.jp/members/2020091110430.html>)
または右のQRコード)にアクセスし、「〈都内法人会会員専用〉お申し込み用Audi特設サイトはこちら」をクリック。
必要事項を入力後、送信をクリックしてください。
(上記HPに記載されている「注意事項」をお読みいただいてからお申込みください)
- 2 | ご登録情報をもとに、Audi正規ディーラーからご連絡差し上げます。
- 3 | Audi正規ディーラーと日程をご調整いただき、ご来場・ご商談ください。



※スマートフォンの機種やOSにより
アクセスできない場合がございます。
予めご了承ください。

法人所属の確認のため、ご来場時には本人確認書類をご持参のうえご来場ください。

個人の場合は会員企業の役員、あるいはアウディ ジャパンが承認する個人事業主等(弁護士・税理士等の士業を含む)に限ります。

Audiの新車をご優待価格でご購入いただけます。

詳細につきましては、Audi特販プログラムサイト(下段左側QRコード)をご覧ください。

※対象期間及び対象車種につきましては、上記のAudi特販プログラムサイトにてご確認ください。

※他のキャンペーンとの併用はできません。※本キャンペーンは予告なく変更・終了する場合がございます。予めご了承ください。

The first ever Audi Q6 e-tron



Audi Q6 e-tron quattro advanced

Audi Q4 e-tron



Audi Q4 Sportback 45 e-tron S line

Audi Q8 e-tron / SQ8 e-tron



Audi SQ8 Sportback e-tron

Audi e-tron GT / RS e-tron GT



Audi e-tron GT quattro

Audi A8 / A8 L / S8



Audi A8 60 TFSI e quattro

Audi 特販プログラムサイトは
こちらからご確認ください。



お近くのAudi 正規ディーラーを簡単に検索できます。
<https://secure.audi.co.jp/dealersearch>



●掲載の写像是、日本で販売される車両とは仕様が異なる場合があります。●掲載内容についての詳細はAudi 正規ディーラー又はAudi 特販事務局までお問い合わせください。

[Audi特販事務局(平日 10:00-18:00 土日祝を除く)] TEL:03-4233-0822 / MAIL:info@auditokuhan.jp

